

たけはら 災害復旧かわら版

復旧から防災・減災・地域強靱化に向けて

発行：竹原市建設部
第17号

特定都市河川浸水被害対策法

本川流域内は雨水浸透阻害行為について知事の許可が必要です

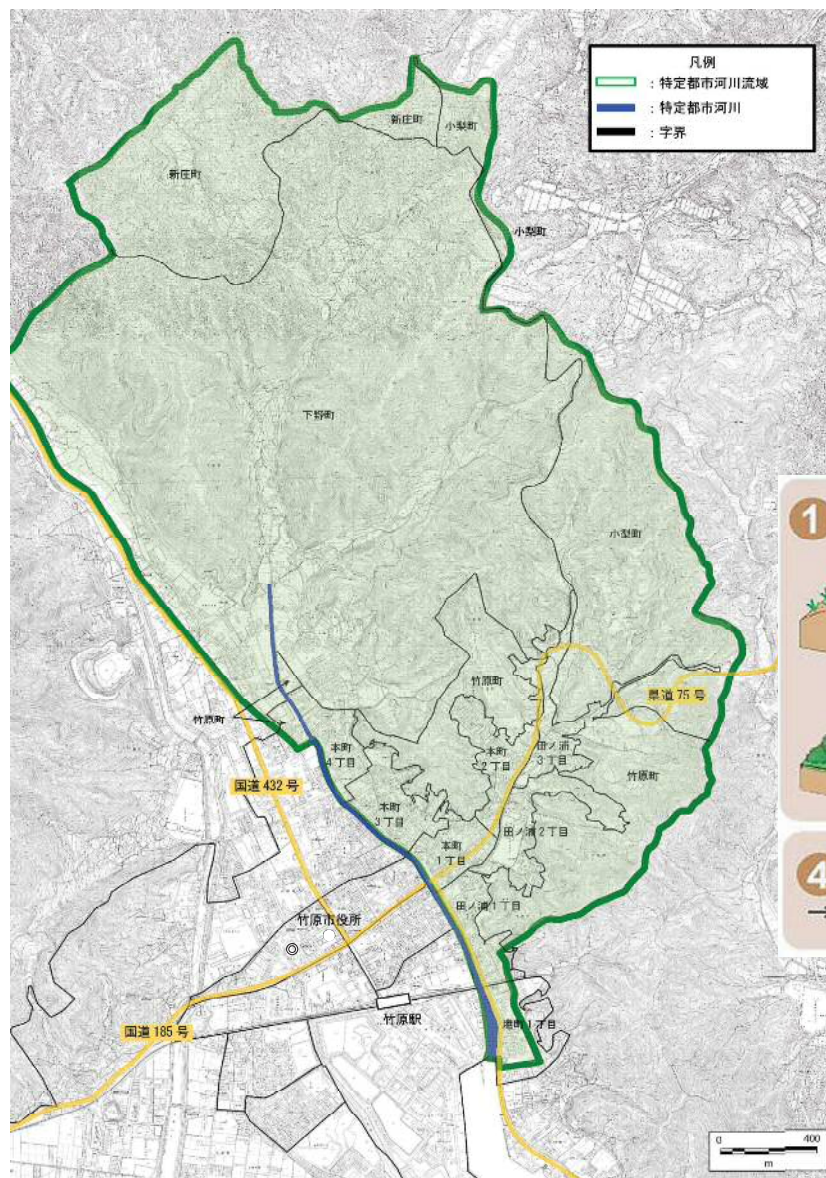
近年大きな浸水被害が発生した本川流域は、水災害に強い地域づくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための法的枠組みである特定都市河川浸水被害対策法に基づき「特定都市河川流域」に指定されました。

特定都市河川の流域内では、水災害に強い地域づくりの一環として、流域内の土地の浸透力を低下させるおそれのある行為「**雨水浸透阻害行為**」を行う場合、広島県知事の許可が必要になります。これは、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、一定規模以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

●雨水浸透阻害行為とは？

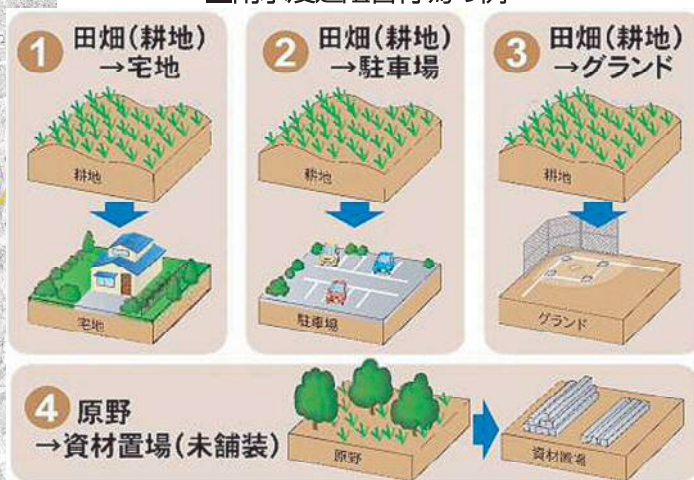
現況の土地に対して、地面に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が1,000㎡以上のものについて知事の許可が必要となります。

本川特定都市河川及び特定都市河川流域図



今の田畑や原野を、宅地や、舗装された道路、資材置き場や、駐車場にする場合、また、造成済み
の土地等でも利用方法の変更により対象となる場合があります。
許可が必要な雨水浸透阻害行為に該当するか否かについては、現況の土地利用区分の判断、雨水浸透阻害行為面積の算定などが必要となります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

■雨水浸透阻害行為の例



■お問合せ先

●特定都市河川浸水被害対策法の適用及び
雨水浸透阻害行為の許可申請窓口
広島県土木建築局河川課河川企画グループ
TEL 082-513-3929 FAX 082-227-2206

お知らせ

かわら版に掲載しきれない情報については、市のホームページを通じて情報提供しています。本紙とあわせてよろしくお願いたします。

(裏面へ続く)

災害復旧かわら版は、市ホームページでもご覧になれます。

竹原市 竹原町吉崎地区・吉名町毛木地区 遊水池浚渫工事

竹原町吉崎地区、吉名町毛木地区において、遊水池の浚渫工事を行っております。令和7年度内の完成を目指し安全に施工してまいります。



▼毛木地区浚渫状況



▼吉崎地区浚渫状況

竹原市 本町3丁目 楠通雨水排水ポンプ場整備

本町3丁目の楠通雨水排水ポンプ場では、排水能力を大幅に増強するため、ポンプ場の改修工事を実施しており、7月から新ポンプ場を運用しています。現在ポンプ場周辺整備を行っており、令和7年度内の完成を目指しています。



▲楠通ポンプ場及び新ポンプ

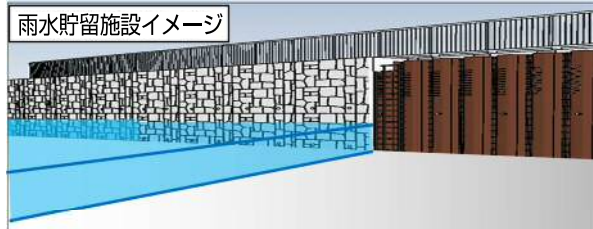
竹原市 大王地区浸水対策事業 調整地整備事業

本町4丁目大王地区では、令和7年6月に大王雨水排水ポンプ場が完成、運用を開始し、排水能力が大きく向上したところです。現在さらなる浸水対策として、大王ポンプ場の上に調整地の整備を進めています。容量約6千トンの雨水貯留施設を整備し、集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超える可能性のある洪水を、河川に入る前に一時的に溜め、雨水排水ポンプの効率的な運転や洪水被害の発生を防止する施設です。

市街地での工事となり、地域の皆様にはご不便をおかけいたしますが、安全に早期に完成できるように取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い致します。



▼大至調整地整備状況



雨水貯留施設イメージ

竹原市 竹原町皆実地区浸水対策事業 皆実ポンプ場整備工事

竹原町の皆実地区では、平成30年の豪雨により道路冠水する被害が発生したことから、排水能力を増強するため、ポンプ増設工事を進めています。令和7年度内の完成に向けて取り組んでいます。



竹原市 2級河川本川河川改修事業関連 市道中通須方線道路改良事業

2級河川本川河川改修事業に伴い、今後とも河川改修や橋梁の架け替え工事が予定されています。これらの工事に伴う迂回路として、また、地域内の恒久的な生活交通対策として、本川から国道432号までの市道改良工事を進めており、一部区間が完成しました。



▼国道432号中通小西口交差点 改良後



▼改良前